

京大生逮捕について（２）

【ご質問】（投稿日：2017年11月8日）

ホームページに「本学学生等の逮捕について」（2017年10月31日付）が掲載されているが、そこでいう「犯罪行為」は「到底一般社会では許されない犯罪行為」と言い換えても意味は変わらないか？

【回答】（回答日：2017年11月16日）

（学生担当理事・副学長 川添信介）

そもそも「犯罪行為」は一般社会で到底許されるものではないと考えます。